

議案第2号

令和7年度事業計画(案)

日本の人口は近年減少局面を迎えており、今年、すべての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる。75歳以上の人口が全人口の約18%となることで、雇用や医療、福祉といった、さまざまな分野に大きく影響を及ぼす「2025年問題」が取りざたされている。しかし、2025年問題は人口減少により想定される社会問題の始まりに過ぎない。2030年以降、人口減少は本格化し、団塊ジュニア世代が高齢者になる2040年には、65歳以上の人口が全人口の約35%になり、2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。今後、「人口減少」や「少子高齢化」による社会問題は深刻化することが考えられる。「人口減少」や「少子高齢化」に起因する社会問題は多様であるが、そこから派生する法的課題もまた多岐にわたって存在している。司法書士は、これまでもその専門性を活かし、社会の要請に応じてきたが、これからも社会の変化に対応しながら、求められる役割を十分に果たしていく必要がある。

相続・遺言については、昨年、相続登記が義務化されたことにより相談は増加している。また、日本の死者数は今後も増加すると推計されており、相続関連業務に関する相談は増加していくものと考えられる。相続・遺言に関する専門職能として、その役割を果たすとともに、引き続き、日司連の「相続登記相談センター」及び本会において運営する「相続センター」の広報活動に注力していく必要がある。空き家・所有者不明土地問題については、少子高齢化や人口の都市部集中をその一因として問題化している。自治体や裁判所と連携し、「各種財産管理人候補者名簿」を活用して対応していく。

コロナ禍を契機とする急速なデジタル化・リモート化の流れは、今後も継続していくものと想定される。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「人口減少を機会と捉え、DX、新技術の徹底した社会実装」を促進するとしている。業務においては、登記原因証明情報等の添付情報の電磁的方法による作成やマイナンバーカードを利用した電子署名・公的個人認証有効性確認システムの活用について推進していく。また、ウェブ会議・電子署名を利用した公正証書の作成等、公証手続デジタル化が令和7年度中に施行される。その他、裁判のIT化に関しては、令和6年1月から簡易裁判所でウェブ会議を活用した弁論準備手続が、同年3月からはウェブ会議による口頭弁論が開始された。令和7年3月1日からは、人事訴訟・家事調停におけるウェブ会議を利用した離婚・離縁の和解・調停の成立、合意に相当する審判の成立が可能となった。令和8年5月24日までに運用が予定されている事件管理システムの構築が進行中であり、認定司法書士は簡易裁判所における事件管理システムを用いた申し立てが義務づけられている。司法書士には、本人訴訟の当事者の技術的サポートを含めた支援も強く期待されているところであり、引き続き情報の収集を行っていく。

世界的半導体メーカーの熊本への事業進出に伴い、司法書士業務においても国際化への対応が求められている。関係団体とも連携を図りながら、渉外業務に取り組むための環境整備を

行っていく。

近年、民事法において重要な改正が続いており、司法書士業務にも影響を与える項目が多く存在し、随時、施行されていく。今後も引き続き、実務の視点において論点を精査しつつ対応を継続していく。

企業法務においては、少子高齢化により中小企業における後継者不在が問題化しており、事業承継対策について対応をしていく必要がある。

また、高齢者・障がい者や若年者への権利擁護事業も引き続き対応していかなければならない。高齢者・障がい者への支援については、令和4年度から令和8年度までの5か年計画として策定された第二期成年後見制度利用促進基本計画への対応として、リーガルサポート熊本支部、家庭裁判所及び行政機関との連携をしっかりと図り、更なる施策の推進に参画していく。未成年後見への取組についても、同様に関係機関と連携のうえ取り組んでいく。また、近年、問題となっているSNSにまつわる問題や消費者被害の拡大については、引き続き注視していくとともに、被害の未然防止の観点から、法教育等の予防法務事業を継続して実施していく。

今後の会員数の動向を注視し、組織・財務の在り方を検証していく。

以上のとおり、令和7年度の事業を展開していくため、特に下記の事業に重点をおく。

1 重点事業

(1) 相続関連業務の推進並びに空き家・所有者不明土地問題への取組み

所有者不明土地の発生予防と利用の円滑化を目的として、民法・不動産登記法が改正され、令和6年4月1日に相続登記の申請が義務化された。令和6年4月1日以前に発生した相続に関しても、令和9年3月31日までに相続登記をしないことに正当な理由がない場合には、過料の対象となる。近年、相続登記に関する相談は増加傾向にあり、その傾向はここ数年、特に顕著であった。相続登記への社会的関心はこれまでで最も高まっていると言える。相続に関する相談需要は、高い状況が継続するものと想定され、寄せられる相談に対し適切に対応していかなければならない。法務局や自治体等とも協力をしながら相続に関する情報の提供、相談会の開催等を通して十分に応えていく。また、日司連の相続登記相談センター、本会の相続センターの広報を引き続き充実させ、相続・遺言の専門職能として司法書士のイメージ定着に注力する。さらに、例年実施している「相続・遺言についての法律教室&無料相談会」「相続登記はお済みですか相談会」、並びに行政や各種団体が実施する高齢者を対象とした相続・遺言などの法律教室への講師派遣、相談会への相談員派遣を今年度も継続して実施する。

空き家・所有者不明土地問題に対しては、引き続き相談会への相談員派遣や協定の締結等、自治体との連携を図っていく。また、地方裁判所及び家庭裁判所からの各種財産管理人推薦依頼については、各種財産管理人候補者名簿に登載する会員数を充実させ、各種財産管理業務に関する専門性を備えた会員を財産管理人候補者として推薦していくことで対応する。引き続き、実践的な研修を実施することで、会員の各種財産管理業務に関する専門性をより一層、高めていく。令和8年に施行が予定されている「住所変更登記の義務化」については、周知を図っていく。

(2) 登記業務及び裁判業務の充実と法改正、デジタル化・DXへの対応

熊本地方法務局、熊本簡易裁判所及び熊本地方裁判所との意見交換を引き続き行い、会員に対して実務に関する情報伝達を行う。

登記業務においては、登記原因証明情報等の添付情報の電磁的方法による作成やマイナンバーカードを利用した電子署名・公的個人認証有効性確認システムの活用が可能な状況にある。裁判業務に関しては、簡易裁判所の事件における弁論準備手続や口頭弁論、人事訴訟・家事調停における離婚・離縁の和解・調停の成立、合意に相当する審判の成立についてウェブ会議を活用した手続が開始された。また、現在、事件管理システムの構築が進行中であり、令和8年5月24日までに運用が予定されている。認定司法書士は簡易裁判所における事件管理システムを用いた申し立てが義務づけられている。公証事務においては、ウェブ会議・電子署名を利用した公正証書の作成等、公証手続デジタル化が令和7年度中に施行される。司法書士業務に係る手続のデジタル化は急速に進んでおり、業務の在り方も大きく変容することが見込まれる。デジタル化企画特別委員会を中心に、引き続きデジタル化が実務に与える影響について情報の収集と分析を行う。併せて、司法書士実務の在り方について検討し、会員に対する情報伝達を行う。

(3) 企業法務関連事業

中小企業に対し、事業承継や組織再編等による会社自治、各種総会の運営等について助言していくための研究を実施する。予防司法的側面から契約書等の法律文書作成について司法書士が活用されるよう企業法務への関与についての研究を実施する。

世界的半導体メーカーの熊本への事業進出に伴い、司法書士業務においても国際化への対応が求められている。渉外業務に関する研究を実施するとともに、外国人起業活動促進事業等において関係団体とも連携を図るなど、渉外業務に取り組むための環境整備を行っていく。

(4) 成年後見制度を中心とした家事事件の取組みの推進

令和4年度から令和8年度までの5か年計画として策定された第二期成年後見制度利用促進基本計画は、今年度、4年目となる。リーガルサポート熊本支部と連携、協働し、家庭裁判所や自治体、福祉機関等と共に利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善を目指す。また、リーガルサポートの公益目的事業に未成年後見制度に関する事業が加えられたことにより、未成年後見についても同様にリーガルサポート熊本支部をはじめ、関係機関と連携をしながら対応していく。

成年後見業務についての定期的な研修会も継続して実施し、会員の倫理意識を涵養し、研鑽を深めることに努める。

また、家事事件全般について書類作成支援業務の受託を推進し、これらの研究を進めていく。

(5) 司法支援関連事業

日本司法支援センター（法テラス）との連携を通して、民事法律扶助制度の利用を促進す

る。

法テラスの指定相談場所である「熊本県司法書士会総合相談センター」については、広く市民・行政機関に広報し、相談件数の増加に力を入れていく。

「少額事件に対する報酬補助制度に関する規程」に基づき、少額な簡裁代理業務について報酬を補助することにより裁判業務の受託を促進する。

熊本県司法書士会調停センターについては、令和6年度、諸規則の改正により対応できる紛争類型が拡張され、また、執行力付与に関する特定和解に関する規程も設けられた。引き続き、市民が利用しやすいものとするため、運用改善を検討し、その活用を推進する。

(6) 社会貢献活動事業

多重債務問題や高齢者・障がい者、若年層の消費者被害に関する問題等は依然として存在している。また、コロナ禍による社会生活や経済活動への影響も現存している。それらの問題に対応するため、本会が主催する各種相談会を充実させるとともに、自治体が開催する相談会に積極的に会員を派遣する。司法拡充を要する地域においての相談会の実施にも力を入れる。経済的困窮者の人権擁護活動も継続的に取り組んでいく。また、予防法務の観点から、引き続き高校生法律教室や子ども法律教室等の法教育事業を実施する。

司法書士の認知度向上のために、様々な機会・媒体を活用し、司法書士会・司法書士業務の広報を展開していく。

平成28年熊本地震に関して、本会が行った市民救援活動等の検証作業を進め、その結果をもとに、将来発生する自然災害時に活用できる資料を作成する。

2 会館に関する事業

市民に対して開かれた会館としての機能を高め、会員の利便性の向上を図るため、必要な設備を充実させていく。また、将来の資料とするため、今回の会館建設事業に関して記録する。

3 その他恒常的事業

(1) 自治に関する事業

- 司法書士倫理の啓蒙
- 組織機構、会則諸規則等の整備
- 少額事件に対する報酬補助制度の運用
- 非司法書士排除活動
- 司法書士制度の研究

(2) 職務に関する事業(前記重点事業以外)

- 法改正への対策
- 職務改善に関する企画
- 専門、周辺知識に関する情報収集、提供
- 書籍のあっせん

(3) 社会活動に関する事業

- 法律相談会の開催
- 相談員の派遣
- 研修会等への講師の派遣

(4) 広報に関する事業

- 会報の発行
- 法制度一般、司法書士制度等に関する広報
- インターネット、SNS等による広報

(5) 福利等に関する事業

- 会館、事務局の整備
- 会員間の親睦に関する事業

(6) その他

- 諸団体、諸機関との交流及び協働
- 政治連盟、公嘱協会、リーガルサポート熊本支部、青年会との協働